

消費者支援機構福岡発 2019-008 号
2019年4月19日

学校法人福岡大学
理事長 貫正義 様

適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者支援機構福岡
理事長 朝見行弘
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目18番16号博多駅前1丁目ビル302号
TEL 092-292-9301 / FAX 092-292-9302

申入書

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

2018年（平成30年）12月20日付け書面による当機構からの申入れ（以下「2018年（平成30年）12月20日付け申入れ」といいます。）に対する貴法人からの2019年（平成31年）1月30日付け回答書を受領いたしました。同回答書によれば、第三者を含む調査委員会による調査が行われていることから、同時点における回答を差し控えるとのことでした。

その後、当機構への個別回答ではありませんが、2019年（平成31年）3月29日に、貴法人のウェブサイトにおいて福岡大学医学部医学科入試制度調査委員会の報告書（概要）が公表され、また「医学部医学科入学試験に係る第三者を含む調査委員会の最終報告と福岡大学の対応について」として貴法人の見解が示されました。

そこで、貴法人がウェブサイトに公開された福岡大学医学部医学科入試制度調査委員会の報告書（概要）（以下「本件概要」といいます。）および「医学部医学科入学試験に係る第三者を含む調査委員会の最終報告と福岡大学の対応について」と題する福岡大学の見解（以下、「本件見解」といいます。）について、当機構において検討を行い、その結果に基づいて、下記のとおり改めて本申入れを行うこといたします。

つきましては、本申入れに対する貴法人のご回答を、2019年（平成31年）5月29日までに、書面にて上記当機構事務局までご送付いただきますようお願い申し上げます。

なお、本申入れおよびこれに対するご回答については、ご回答の有無を含め、その回答の内容等について当機構のウェブサイト等に適宜公表させていただきますのでご留意ください。

記

第1 申入れの趣旨

2002年度（平成14年度）から2018年度（平成30年度）の福岡大学医学部の一

般入学試験およびA方式推薦入学試験における受験者のうち浪人生（合格者を除く）に対し、入学検定料相当額の損害賠償金を支払うことを内容とする被害回復措置を講じるよう求めます。

第2 申入れの理由

(1) 事実の確認

本件概要によれば、貴法人は、2002年度（平成14年度）以降2018年度（平成30年度）までの福岡大学医学部の入学試験において、一般入学試験の第二次選考試験にあっては、調査書点数につき、一次選考におけるAないしC評価の者に対して「現役20点、1浪10点、2浪以上0点」、D評価および高卒認定等の者に対して「現役5点、1浪0点、2浪以上0点」を、同様にA方式推薦入学試験にあっても、調査書点数につき、「現役10点、一浪5点」を一律に配分するという得点調整（以下「本件得点調整」といいます。）が行われてきたとされています（同3頁、6頁）。なお、2018年（平成30年）12月20日付け申入れにおいては、その時点における情報により、2010年度（平成22年度）以降2018年度（平成30年度）までの福岡大学医学部の一般入学試験および推薦入学試験において本件得点調整が行われていたとしましたが、本件概要に示されたところに従い、当該期間を2002年度（平成14年度）以降2018年度（平成30年度）までに改めるとともに、「推薦入学」を「A方式推薦入学試験」と訂正します。

(2) 本件得点調整に対する評価

本件概要是、本件得点調整につき、「不適切ではあるが、その程度は高いものとはいえない」（同12頁）と評価しますが、当機構はこの評価に賛成することはできません。

すなわち、第一に、本件概要是、本件得点調整を導入した動機・目的が多浪生問題の改善にあり、正当性を認めることができますが、多浪生の留年率の高さや、医師国家試験不合格率の高さは、入学後の学部教育によって改善すべき問題であり、受験時点で福岡大学医学部のアドミッションポリシーに該当する人物を判定することが制度目的である入試の段階では、斟酌すべき問題ではありません。また、浪人回数のみを機械的に斟酌する本件得点調整が、福岡大学医学部のアドミッションポリシー（同8頁）である「医学を学ぶ基礎学力と感性」を備え、「心豊か」で強い「責任感」を有する人材を判定する基準として正当性を有しないことは明らかであり、大学に与えられた入学受験者選抜に関する裁量の余地を逸脱するものと解します。

第二に、本件概要是、本件得点調整による区別の程度は大きいとはいえないといいますが（同12頁）、他方で、本件得点調整は、現役生増加のためのシミュレーションを経て調整幅が決められており（同6頁）、また、不利益を受けたと想定される者に関するシミュレーション（同13頁）では、2018年度（平成30年度）入試における想定不利益者44名、2017年度（平成29年度）における想定不利益者40名（いずれも一般入試およびA方式推薦入試を合算）と試算しており、これは福岡大学医学部医学科における単年度入学定員（110名）の約4割に相当し、その影響は甚大です。特に、

入学試験における得点分布は、合否判定ライン付近に一定数の受験者が集中するのが通常であり、総合点の4パーセントから8パーセントにあたる得点調整（同2頁を基に算出）は、受験結果に大きな影響を及ぼすと評価すべきと解します。

第三に、本件概要は、本件得点調整について、本件調整によって多浪生が入学し難くなつたと認められる状況にない（同12頁）とします。この評価は、想定不利益者に関するシミュレーション（同13頁）と整合しないと解しますが、そもそも、本件得点調整の不当性の本質は、個々の受験生に本件得点調整の存在を知らせず、これによって個々の受験生が自らの意思で公正な受験を選択する機会を奪つた上で、不公正な入学試験を受けさせた点にあり、本件得点調整がその効果を上げることができなかつたことと、本件得点調整の不当性は、関係がありません。

総じて、本件概要に記された本件得点調整に対する評価は、貴法人が大学の立場から、本件得点調整が自身にとって軽微な問題であると表明しているに過ぎず、本件得点調整による個々の被害者、すなわち、不公正な評価基準を知らされることのないまま、公正な受験を選択する機会を奪われた受験生にとっての、本件得点調整の重大さについては、何らの顧慮もしていないといわざるを得ません。したがつてまた、貴法人が個々の受験生との間で負う可能性のある、債務不履行または不法行為に基づく損害賠償請求権にかかる権利侵害要件との関係でも、本件概要に記された本件得点調整に対する評価は、何ら正当な主張となり得ないと解されます。

（3）本件得点調整に対する救済措置

福岡大学は、本件見解において、「平成29年度及び平成30年度医学部医学科入学試験の一般入試（系統別日程）二次選考及びA方式推薦入試を受験された皆様全員（本学医学部医学科に入学された方を除く）に対し、不適切な入学試験を受けざるを得なかつたことについて、慰藉並びに入学検定料の返還を合わせ、お一人当たり金壱拾萬円をお支払いいたします」との被害回復措置（以下「本件被害回復措置」といいます。）を講じることを明らかにしています。この措置については、経済的損害の回復のみならず、受験生に対する慰藉の念を明確に示した措置として、その趣旨に賛同したいと思います。

しかし、本件見解によれば、本件被害回復措置は「不適切な入学試験を受けざるを得なかつたこと」に対するものであるとされています。そうであるならば、一般入試について、不適切な入学試験を受けざるを得なかつたことは、一次選考の受験者にあっても同様であり、本件被害回復措置の対象を二次選考の受験者に限定することについても合理的な理由を認めることはできません。この点、本件被害回復措置は、その対象を、一般入試につき二次選考の受験者に限定している点において、救済の人的範囲としては不十分といわなければなりません。

また、2018年（平成30年）12月20日付け申入れにおいては、少なくとも入学検定料相当額の返還を内容とする被害回復措置を講じるべき根拠として、不法行為または債務不履行に基づく損害賠償義務を挙げています。そして、不法行為に基づく損害賠償義務にかかる消滅時効は、「損害及び加害者を知つた時から3年間」かつ「不法

行為の時から 20 年」であるところ（民法 724 条），本件不公正な入学試験が明らかになったのは 2018 年（平成 30 年）12 月 8 日，その不正な入学試験が実施されたのは 2002 年度（平成 14 年度）から 2018 年度（平成 30 年度）のことであり，当該全期間について消滅時効は完成していません。したがって，本件被害回復措置の対象を 2017 年度（平成 29 年度）および 2018 年度（平成 30 年度）の 2 年に限定する合理的な理由はなく，救済の時的範囲としても不十分といわなければなりません。

なお，本件被害回復措置は，その内容において，慰謝料および入学検定料の返還を合わせて一人当たり 10 万円とされており，少なくとも入学検定料相当額の返還措置を講じるよう求めている 2018 年（平成 30 年）12 月 20 日付け申入れに基づく限り，これに異論を挟むものではありません。

（4）小括

以上の検討を踏まえ，当機構は，貴法人に対し，2002 年度（平成 14 年度）から 2018 年度（平成 30 年度）における福岡大学医学部の一般入学試験および A 方式推薦入学試験一次選考の受験者のうち浪人生である者について，合格者を除き，当該受験者が支払った入学検定料相当額の損害賠償金を支払うことを内容とする被害回復措置を講じるよう改めて申し入れます。

第 3 その他

なお，本件概要は，「本報告書は福岡大学が本件への対応を検討するための基礎資料として作成されたものであり，それ以外の目的や福岡大学以外の者が用いることは想定されていない」（1 頁）と述べています。また，第三者を含む調査委員会の報告書についても，その概要しか公表されておらず，「福岡大学が本件への対応を検討するための基礎資料」にすぎないとされています。

したがって，当機構に限らず，広く社会一般に対する，貴法人の説明責任は未だ果たされていないものと思われます。この点につきましても，早急の措置を求めます。

以上